

# 官報 号外

平成三十年四月十三日

## ○第九十六回 参議院会議録第十四号

平成三十年四月十三日(金曜日)

午前十時六分開議

### ○議事日程 第十四号

平成三十年四月十三日

午前十時開議

第一 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆議院提出)

第二 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第三 食品衛生法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆議院提出)を議題といたします。

平成三十年四月十三日 参議院会議録第十四号

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長徳永工リ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔徳永工リ君登壇、拍手〕

○徳永工リ君 たいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第二条第二項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した後、投票価値の平等との関係、次々回の福島県議会選挙における対応についての発議者の決意、公職選挙法の基本的な考え方との一貫性と特例人口を適用する地域の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

二百三十六

賛成

二百三十六

〇

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 たいま議題となりました法律案につき、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金に関する制度を新設するものです。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

委員会においては、防衛省に対するサイバー攻撃の現状、防衛省におけるサイバーセキュリティ強化のため外部人材の活用や諸外国との連携強化を図る必要性、予備自衛官等を雇用する企業への新たな給付金制度の創設の意義、予備自衛官等の充足向上と若年層拡充に向けた方策等について質疑が行われました。詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員と沖繩の風の伊波委員が反対する旨の意見をそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

二百十八

〇

賛成

二百十八

〇

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 食品衛生法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長長島村大君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(島村大君登壇、拍手)

○島村大君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具、容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応と中小企業への支援、健康食品の呼称の在り方と健康被害防止策、広域事案を含めた食中毒への対策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君  
副議長 郡司 彰君  
議員 高木かおり君 新妻 秀規君  
大沼みずほ君 片山 大介君  
竹内 真二君 里見 隆治君  
小野田紀美君 石井 苗子君  
伊藤 孝江君 三浦 信祐君  
熊野 正士君 小川 克巳君  
清水 貴之君 高瀬 弘美君  
佐々木さやか君 河野 義博君  
宮崎 勝君 石田 昌宏君  
藤巻 健史君 儀間 光男君  
杉 久武君 秋野 公造君  
竹谷とし子君 石川 博崇君  
石井 正弘君 井原 巧君

浅田 均君 石井 章君  
横山 信一君 谷合 正明君  
矢倉 克夫君 若松 謙維君  
野上浩太郎君 片山虎之助君  
東 徹君 室井 邦彦君  
浜田 昌良君 山本 香苗君  
山本 博司君 西田 実仁君  
山口那津男君 魚住裕一郎君  
中川 雅治君 上月 良祐君  
高橋 克法君 長峯 誠君  
堀井 巖君 山下 雄平君  
自見はなこ君 こやり隆史君  
佐藤 啓君 進藤金日子君  
徳茂 雅之君 中西 哲君  
今井絵理子君 朝日健太郎君  
青山 繁晴君 足立 敏之君  
和田 政宗君 古賀友一郎君  
太田 房江君 大野 泰正君  
北村 経夫君 酒井 庸行君  
島田 三郎君 島村 大君  
高野光二郎君 大家 敏志君  
中西 健治君 赤池 誠章君  
江島 潔君 渡辺 猛之君  
三原じゅん子君 藤川 政人君  
長谷川 岳君 末松 信介君  
磯崎 陽輔君 佐藤 正久君  
牧野たかお君 平野 達男君  
片山さつき君 石井 準一君  
松村 祥史君 山本 順三君  
松山 政司君 衛藤 晟一君  
藤井 基之君 山谷えり子君  
山本 一太君 武見 敬三君  
岡田 直樹君 吉田 博美君  
山田 修路君 元榮太一郎君  
山口 和之君 平山佐知子君  
伊波 洋一君 松川 るい君  
藤木 眞也君 宮島 喜文君  
渡辺 喜美君 藤末 健三君  
糸数 慶子君 渡辺美知太郎君  
山田 宏君 そのだ修光君  
井上 義行君 阿達 雅志君  
渡邊 美樹君 滝沢 求君  
滝波 宏文君 柘植 芳文君  
堂故 茂君 豊田 俊郎君  
中泉 松司君 二之湯武史君  
羽生田 俊君 高階恵美子君  
中西 祐介君 宇都 隆史君  
上野 通子君 岩井 茂樹君  
磯崎 仁彦君 石井 浩郎君  
青木 一彦君 関口 昌一君  
西田 昌司君 塚田 一郎君  
二之湯 智君 野村 哲郎君  
松下 新平君 福岡 資麿君  
猪口 邦子君 橋本 聖子君  
愛知 治郎君 宮沢 洋一君  
岡田 広君 有村 治子君  
金子原二郎君 鶴保 庸介君  
柳本 卓治君 木村 義雄君  
溝手 顕正君 薬師寺ちよ君  
行田 邦子君 木戸口英司君  
山本 太郎君 了了才猪末君  
松沢 成文君 中山 恭子君  
青木 愛君 又市 征治君  
吉川ゆうみ君 森 ゆうこ君  
宮本 周司君 古賀 之土君  
福島みずほ君 舞立 昇治君  
馬場 成志君 三宅 伸吾君  
三木 亨君 真山 勇一君  
浜野 喜史君 舟山 康江君  
小西 洋之君 森 まさこ君  
丸山 和也君 山田 俊男君  
徳永 エリ君 丸川 珠代君  
野田 国義君 難波 奨二君  
田名部匡代君

平成三十年四月十三日 参議院会議録第十四号

石井みどり君	佐藤 信秋君
古川 俊治君	中野 正志君
白 眞敷君	足立 信也君
小林 正夫君	磯崎 哲史君
山崎 正昭君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	山東 昭子君
大塚 耕平君	増子 輝彦君
櫻井 充君	伊藤 孝恵君
矢田わか子君	江崎 孝君
山添 拓君	宮沢 由佳君
浜口 誠君	有田 芳生君
武田 良介君	杉尾 秀哉君
森本 真治君	石上 俊雄君
川田 龍平君	岩瀬 友君
石橋 通宏君	川合 孝典君
大野 元裕君	斎藤 嘉隆君
風間 直樹君	吉良よし子君
倉林 明子君	吉川 沙織君
牧山ひろえ君	大島九州男君
相原久美子君	蓮 舫君
紙 智子君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	芝 博一君
藤田 幸久君	榛葉賀津也君
神本美恵子君	福山 哲郎君
大門実紀史君	井上 哲士君
田村 智子君	那谷屋正義君
小川 敏夫君	羽田雄一郎君
長浜 博行君	小川 勝也君
鉢呂 吉雄君	柳田 稔君
山下 芳生君	市田 忠義君
小池 晃君	
國務大臣	
総務大臣	野田 聖子君
厚生労働大臣	加藤 勝信君
防衛大臣	小野寺五典君

議長報告事項

議長報告事項	一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	総務委員 太田 房江君 補欠 丸山 和也君
法務委員	法務委員 滝沢 求君 補欠 松山 政司君
外交防衛委員	外交防衛委員 丸山 和也君 補欠 太田 房江君
財政金融委員	財政金融委員 高瀬 弘美君 補欠 河野 義博君
文教科学委員	文教科学委員 小野田紀美君 補欠 林 芳正君
経済産業委員	経済産業委員 林 芳正君 補欠 小野田紀美君
国土交通委員	国土交通委員 辰巳孝太郎君 補欠 小池 晃君
環境委員	環境委員 杉 久武君 補欠 高瀬 弘美君
予算委員	予算委員 河野 義博君 補欠 山口那津男君
その他	松山 政司君 補欠 滝沢 求君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

朝日健太郎君 補欠 鴻池 祥肇君  
 進藤金日子君 補欠 西田 昌司君  
 宮島 喜文君 補欠 石井 準一君  
 伊藤 孝江君 補欠 平木 大作君  
 石井 苗子君 補欠 浅田 均君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員 補欠 古賀 之士君 補欠 杉尾 秀哉君  
 資源エネルギーに関する調査会委員 補欠 浜口 誠君 補欠 宮沢 由佳君  
 竹内 真二君 補欠 杉 久武君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出(衆第一号))  
 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)  
 内閣委員会に付託  
 人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)  
 法務委員会に付託  
 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)  
 国土交通委員会に付託  
 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

建築基準法の一部を改正する法律案  
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
 国際観光旅客税法

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆第一〇号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問主意書(川田龍平君提出(第六一号))  
 闘病中の高校生の学びの支援に関する質問主意書(川田龍平君提出(第六二号))  
 精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する質問主意書(川田龍平君提出(第六三号))  
 関東大震災時における朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書(有田芳生君提出(第六四号))  
 日本人配偶者問題に関する質問主意書(有田芳生君提出(第六五号))  
 高度プロフェッショナル制度の適用対象に関する質問主意書(川田龍平君提出(第六六号))  
 高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問主意書(川田龍平君提出(第六七号))

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律  
 国際観光旅客税法  
 昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 丸山 和也君 補欠 太田 房江君  
 法務委員 杉尾 秀哉君 補欠 磯崎 哲史君  
 補欠 太田 房江君  
 補欠 丸山 和也君

外交防衛委員

河野 義博君 山口那津男君

財政金融委員

川合 孝典君 足立 信也君

厚生労働委員

足立 信也君 川合 孝典君

経済産業委員

東 徹君 片山 大介君

環境委員

小池 晃君 辰巳孝太郎君

辞任

藤木 眞也君 補欠

辞任

舟山 康江君 伊藤 孝恵君

辞任

宮沢 由佳君 補欠

辞任

久武君 (高瀬弘美君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(衆第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第一二二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第六一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

タクシーを始めとする旅客運送をめぐる諸課題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七〇号)

レンタカーを利用する旅行者に運転手を手配する「ドライバーマッチングサービス」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七一号)

生活困窮者等の住まいにおける防火対策等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七二号)

審査報告書

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

平成三十年四月十一日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 徳永 エリ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第二条第二項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案  
右の本院提出案をここに送付する。  
平成三十年四月五日  
衆議院議長 大島 理森  
参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

(定義)

第二条 この法律において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第二条第二項に規定する指定都道府県をいい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村をいう。

第三条 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第二項から第四項まで及び第八項並びに第二百七十一条の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であつて平成二十七年の国勢調査の結果による人口が平成二十二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、同年の国勢調査の結果による人口に、平成二十七年九月三十日現在において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十二号)に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二十二年九月三十日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入する)を当該区域の人口とみなすことができる。

2 前項に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成三十三年十一月三十日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合又は当該指定都道府県の議会について公職選

挙法第百六条の規定による一般選挙を行うべき事由が生じた場合の一般選挙における選挙区についても、同項と同様とする。

3 前二項の規定による条例を定めている指定都道府県又は当該条例で定める指定市町村が当該条例の公布の日以後指定都道府県又は指定市町村でなくなつた場合であつても、この法律の適用については、なお指定都道府県又は指定市町村であるものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年四月十二日

外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金(以下「雇用企業協力確保給付金」という。)を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法法律案のため、平成三十年年度一般会計予算(防衛省所管)に、雇用企業協力確保給付金四百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している現状を踏まえ、防衛省・自衛隊においては、十分なサイバー・セキュリティを常時確保できるように、更なる人員面の対応も含め、サイバー攻撃対処等に係る体制のより一層の強化に努めること。

二、予備自衛官及び即応予備自衛官の募集・採用に当たっては、精強性を維持する観点から、若年層の拡充に配慮しつつ、幅広い国民・年齢層から人材を確保するよう努めるとともに、充足向上のための施策を実施すること。

三、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金に関する制度については、本法施行後五年をめどに、同制度の運用状況等を検証し、これを国会に報告するとともに、必要に応じ、同制度の在り方の見直しを行うこと。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六

第一条 防衛省設置法の一部改正)

十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百五十六人」を「十五万八百三十四人」に、「四万五千三百六十三人」を「四万五千三百六十人」に、「四万六千九百四十二人」を「四万六千九百三十六人」に、「千二百五十九人」を「千二百八十八人」に、「三百六十八人」を「三百七十二人」に、「千九百一十一人」を「千九百十人」に、「四百七人」を「四百六人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の二の次に次の一条を加える。  
(予備自衛官である者の使用者に対する給付金)

第七十三条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。第二号において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官である者の使用者(政令で定める者を除く)に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

一 第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した場合、自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じ出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。)

令又は第七十一条の規定による訓練招集命令を受けた後に当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合、当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事することができなかつた日(招集の解除の日又は同項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの日に限る。)

2 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条の八中「第七十四条第二項」を「第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、第七十四条第二項に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の自衛隊法(以下この項において「新法」という。)第七十三条の三(新法第七十五条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二条の規定の施行の日以後に自衛隊法第七十条第一項各号若しくは第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令又は同法第七十一条第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令を受け、新法第七十三条の三第一

項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた予備自衛官(自衛隊法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む)。又は即応予備自衛官(自衛隊法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)である者の使用者について適用する。  
(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

食品衛生法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
平成三十年四月十二日

厚生労働委員長 島村 大  
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、広域的な食中毒事案への対応に当たっては、感染症部局、農林水産部局を含めた関係機関の連携、運営、緊急時の対応、情報の共有・発信等の方法について指針を示すなど、広域連携協議会が効果的に機能するよう、必要な措置を講ずること。

二、HACCPに沿つた衛生管理制度の制度化に向け、丁寧な情報提供及び周知の徹底を行うこと。特に、取り扱う食品の特性に応じた取組を実施することとなる営業者に關しては、早期にその対象事業者を明らかにするとともに、食品等営業者の多くが経営基盤の弱い中小事業者である実情に鑑み、十分な準備期間を設け、その取組に新たなコスト負担が生じることのないよう万全を期すとともに、HACCPに基づく衛生管理と同等の水準が確保されるよう十分な支援を行うこと。

三、いわゆる「健康食品」による健康被害の防止の観点から、製造工程管理による安全性確保の徹底等、製造段階における危害発生防止対策を強化するとともに、「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めること。また、テレビ等を通じた無店舗販売の増加の状況に鑑み、広告表示の在り方等を含め、適切な措置の検討を行うこと。さらに、健康被害を生じた消費者が医療機関を受診する際に、「健康食品」の使用の有無を確認する方策について、検討を行うこと。

四、食品用器具・容器包装におけるポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品健康影響評価を踏まえた規格基準を計画的に策定する等、法の円滑な施行に万全を期すこと。また、合成

樹脂以外の材質についても、リスクの程度や国際的な動向を踏まえ、ポジティブリスト化について検討すること。

五、食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルゲン、消費期限等安全性に關わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

六、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に当たっては、都道府県等及び事業者の負担を考慮し、その申請・届出に当たり簡便な手続の仕組みを構築すること。

七、本法の円滑な実施のため、都道府県等における食品衛生行政の体制強化及び充実に努め、食品衛生監視員の人員の確保等を始めとした必要な措置を講ずること。

八、食品の安全を高める観点から、食品添加物の指定については、国際標準との整合性を考慮しつつ、国民の健康の保護を最優先に、科学的根拠に基づきリスク評価及びリスク管理を行うこと。また、遺伝子組換え食品に關しては、「遺伝子組換えでない」表示の要件の厳密化を図るとともに、ゲノム編集技術等、新たな育種技術を活用した食品の規制の在り方について検討すること。

右決議する。

食品衛生法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品衛生法等の一部を改正する法律案  
食品衛生法等の一部を改正する法律  
(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。  
食品衛生法目次及び題名を次のように改める。

食品衛生法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
  - 第二章 食品及び添加物(第五条―第十四条)
  - 第三章 器具及び容器包装(第十五条―第十八条)
  - 第四章 表示及び広告(第十九条―第二十条)
  - 第五章 食品添加物(第二十一条)
  - 第六章 監視指導(第二十一条の二―第二十四条)
  - 第七章 検査(第二十五条―第三十条)
  - 第八章 登録検査機関(第三十一条―第四十条)
  - 第九章 営業(第四十八条―第五十六条)
  - 第十章 雑則(第五十七条―第七十条)
  - 第十一章 罰則(第七十一条―第七十九条)
- 附則
- 第十三条及び第十四条を削り、第二章中第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。
- 第九条第二項中「獣畜及び」を「獣畜の肉、乳及び臓器並びに」に、「獣畜又は」を「獣畜の肉、乳若しくは臓器若しくは」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。
- 第十一条 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられてゐることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられてゐることが確実であるもの

として厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するため輸入してはならない。

第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

第八条第一項第二号中「第十条を「第十二条」に改め、同項第三号及び第四号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第五号中「第十三条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものの(第三項及び第六十四条第一項において「指定成分等」という。)を含む食品(以下この項において「指定成分等含有食品」という。)を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。

都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

平成三十年四月十三日 参議院会議録第十四号

食品衛生法等の一部を改正する法律案

医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査を行う場合において、当該調査に關し必要な協力を要請されたときは、当該要請に應じ、当該被害に關する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。

第十七条第三項中「第八条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。)について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合(当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。)については、この限りでない。

第二十一条中「第十一条第一項」を「第十三条

第一項に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 監視指導

第六章中第二十二條の前に次の二條を加える。

第二十一条の二 国及び都道府県等は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたる流通する食品、添加物、器具又は容器包装に關してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分

に係る違反を防止するため、その行う食品衛生に關する監視又は指導(以下「監視指導」という。)が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二十一条の三 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会(以下この条及び第六十条の二において「協議会」という。)を設けることができる。

協議会は、必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の都道府県等その他協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

前三項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二十二条第一項中「食品衛生に關する監視又は指導(以下「監視指導」という。)」を「監視指導」に改め、同条第二項中第四号を第五号と

し、第三号の次に次の一号を加える。

四 監視指導の実施に当たつての国、都道府県等その他関係機関相互の連携協力の確保に關する事項

第二十二條第三項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「及び」という。))を削る。

第二十四條第二項第三号中「当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携」を「監視指導の実施に当たつての国、他の都道府県等その他関係機関との連携協力」に改める。

第二十五条第一項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第二十六条第一項第二号及び第三号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第四号中「第十三条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第十八条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

第二十六条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項中「第十条」を「第十二条」に改める。

第五十条第三項中「前二項の」を「前項の規定により」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の三條を加える。

第五十条の二 厚生労働大臣は、営業器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業(第五十一条において「食鳥処理の事業」という。)を除く。の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に關する基準を定めるものとする。

一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫



令で定める額の手数料を国に納付しなければならぬ。

第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。

第六十五条の五 都道府県知事等は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができる。

第七十一条第一項第一号中「第九条第一項又は第十条」を「第十条第一項又は第十二条」に改める。

第七十二条第一項中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第七十三条第一号中「第九条第二項」を「第十条第二項、第十一条」に、「第二十五条第一項」を「若しくは第三項、第二十五条第一項」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第七十八条各号中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条 食品衛生法の一部を次のように改正する。  
目次中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第五十七条―第七十条」を「第六十二条―第八十条」に、「第七十一条―第七十九条」を「第八十一条―第八十九条」に改める。

第八条第一項中「第六十四条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第二十一条の三第一項中「第六十条の二」を「第六十六条」に改める。

第三十九条第一項中「第七十九条」を「第八十九条」に改める。

第七十九条を第八十九条とする。

第七十八条第一号中「第七十一条又は第七十二条」を「第八十一条又は第八十二条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第二号中「第七十二条」を「第八十二条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第七十三条又は第七十五条」を「第八十三条又は第八十五条」に改め、同条を第八十八条とする。

第七十七条中「第七十一条から第七十三条まで」を「第八十一条から第八十三条まで」に改め、同条を第八十七条とし、第七十六条を第八十六条とする。

第七十五条第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三号中「又は第四十八条第八項」を「第四十八条第八項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、「含む」の下に「第五十七条第一項又は第五十八条第一項」を加え、同条を第八十五条とし、第七十四条を第八十四条とする。

第七十三条第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十八条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第四号中「第五十一条」を「第五十四条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第五号中「第五十六条第六十二条第一項」を「第六十一条第六十八条第一項」に改める。

「第六十六条」を「第七十六条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十一条第一項第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第三号中「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十六条」を「第七十六条」に、「第五十四条第二項」を「第五十九条第二項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第五十五条」を「第六十条」に改め、同条を第八十一条とする。

第十章中第七十条を第八十条とする。

第六十九条中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十一条」を「第五十四条」に、「飲食店営業その他販売の営業であつて、」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して、」に、「第五十四条」を「第五十九条」に、「第五十八条」を「第六十三条」に、「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十八条第一項中「第五十四条第二項第六十二条第一項」を「第五十九条第二項第六十八条第一項」に改め、同条を第七十八条とし、第六十七条を第七十七条とする。

第六十六条中「第五十二条、第五十三条第二項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条及び第六十三条」を「第五十五条、第五十六条第二項(第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条」に改め、同条を第七十六条とし、第六十五条の五を第七十五条とし、

第六十五条の四を第七十四条とし、第六十五条の三を第七十三条とする。

第六十五条の二第二項中「第六十四条第一項本文」を「第七十条第一項本文」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第七十二条とし、第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十条の二第二項」若しくは「第五十条の三第一項」を「第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条」に改め、同条第四項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第七十条とし、第六十三条を第六十九条とする。

第六十二条第一項中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第五十条の二、第五十条の三第一項第二号及び第二項並びに第五十条の四」を「第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条」に、「第五十八条から第六十条まで」を「第六十三条から第六十五条まで」に改め、同条第三項中「第五十条の二、第五十一条及び第五十四条から第五十六条まで」を「第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条」から第六十一条まで」に改め、同条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とし、第六十条の二を第六十六条とし、第五十八条から第六十条までを五条ずつ繰り下げる。

第五十七条第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条第一項(第六十二条第一項)」を「第五十五条第一項(第六十八条第一項)」に改め、同条第四号中「第五十四条第六十二条第一項」を「第五十九条(第六十八条第一項)」に改め、同条第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

食品衛生法等の一部を改正する法律案

第五十六条中「第五十一条を」第五十四条に、「第五十二条第一項を」第五十五条第一項に改め、第九章中同条を第六十一条とする。

第五十五条第一項中「第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項を」第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項に、「第五十二条第二項第一号」を「第五十五条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」を「第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項」に改め、同条を第六十条とし、第五十四条を第五十九条とし、第五十二条を第五十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十七条 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けた者」とあるのは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、同条第二項中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と読み替えるものとする。

第五十八条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定によ

る命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合

二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

第五十二条第二項第二号中「第五十四条から第五十六条まで」を「第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十一条中「飲食店営業その他」を削り、「施設につき」の下に「、厚生労働省令で定める基準を参酌して」を加え、「業種別に」を削り、同条を第五十四条とし、第五十条の四を第五十三条とし、第五十条の三を第五十二条とする。

第五十条の二第一項中「第五十一条を」第五十四条及び第五十七条第一項に改め、同条を第五十一条とする。

（と畜場法の一部改正）  
第三条 と畜場法昭和二十八年法律第一百四号の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（と畜場の衛生管理）  
第六条 厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組に關すること。

2 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第九条 厚生労働大臣は、獣畜のときつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に關すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組に關すること。

2 と畜業者その他獣畜のときつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第十八条第一項第四号中「第六条を」第六条第二項に改め、同条第二項第一号中「第九条を」

を「第九条第二項」に改める。  
第二十条中「第六十条を」第六十五条に改める。

第二十一条第一項中「第六条、第九条」を「第六条第一項、第九条第一項」に改める。  
（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第四条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。  
第十一条を次のように改める。

（衛生管理等の基準）  
第十一条 厚生労働大臣は、食鳥処理場の衛生的な管理、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的な取扱いその他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 食鳥処理場の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に關すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組（第十八条第一項の認定を受けた食鳥処理業者にあつては、その食鳥処理をする食鳥の羽数に応じた取組）に關すること。

2 食鳥処理業者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第十七条第一項第四号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けた者に限る。」を削り、「届け出た者」を「届け出たもの」に改める。

第三十九条第二項中「食品衛生法」の下に「昭

和二十二年法律第二百三十三号)を加える。  
第四十条中「第六十条を」第六十五条に改め  
る。  
第四十条の二第二項中「第十一条を」第十一  
条第一項に改める。

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条及び第十三条の規定 公布の  
日

二 第一条の規定(食品衛生法の食品衛生法目  
次及び題名の改正規定、同法第六章の章名の  
改正規定、同章中第二十二條の前に二條を加  
える改正規定、同法第二十二條第一項及び第  
二項、第二十四條第二項第三号並びに第五十  
八條第一項の改正規定並びに同法第六十條の  
次に一號を加える改正規定に限る。) 公布の  
日から起算して一年を超えない範囲内におい  
て政令で定める日

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十  
條の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の  
規制及び食鳥検査に関する法律第十七條第一  
項第四号、第三十九條第二項及び第四十條の  
改正規定並びに附則第八條、第十五條から第  
二十一條まで及び第二十四條の規定 公布の  
日から起算して三年を超えない範囲内におい  
て政令で定める日

(食品等の輸入に関する経過措置)

第二条 第一条の規定(前条第二号に掲げる改正  
規定を除く。次条において同じ。)による改正後  
の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)第  
十一条第一項の規定については、この法律の施  
行の日(以下「施行日」という。)から起算して一

年間は、適用しない。この場合において、同項  
に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加  
物を販売(食品衛生法第五條に規定する販売を  
いう。附則第四條において同じ。)の用に供する  
ために輸入する者は、同項に規定する厚生労働  
大臣が定める国若しくは地域又は施設において  
製造し、又は加工された食品(同法第四條第一  
項に規定する食品をいう。次条において同じ。)  
又は添加物(同法第四條第二項に規定する添加  
物をいう。)を輸入するよう努めなければならない。  
(総合衛生管理製造過程の承認に関する経過措  
置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定に  
よる改正前の食品衛生法(以下この条及び附則  
第五條において「旧食品衛生法」という。)第十三  
條第一項の承認に係る同項に規定する総合衛生  
管理製造過程を経た食品の製造又は加工につい  
ては、当該承認の有効期間(旧食品衛生法第十  
四條第一項に規定する有効期間をいう。)の満了  
の日までは、なお従前の例による。この場合に  
おいて、旧食品衛生法第十三條第六項中「第十  
一條第一項」とあるのは、「食品衛生法等の一部  
を改正する法律(平成三十年法律第 号)第一  
條の規定による改正後の食品衛生法第十三條  
第一項」と読み替へるものとする。

第四条 この法律の施行の際現に販売され、販売  
の用に供するために製造され、若しくは輸入さ  
れ、又は営業(食品衛生法第四條第七項に規定  
する営業をいう。)上使用されている器具(同条  
第四項に規定する器具をいう。)及び容器包装  
(同条第五項に規定する容器包装をいう。)につ  
いては、新食品衛生法第十八條第三項及び第五  
十條の四(第二条の規定の施行の日(以下「第三  
号施行日」という。))以後にあっては、同条の規

定による改正後の食品衛生法(以下「第三号新食  
品衛生法」という。))第五十三條の規定は、適用  
しない。  
(公衆衛生上必要な措置に関する経過措置)

第五条 新食品衛生法第五十條の二第二項(第三  
号施行日以後にあっては、第三号新食品衛生法  
第五十一條第二項)に規定する公衆衛生上必要  
な措置については、施行日から起算して一年間  
は、旧食品衛生法第五十條第二項の規定により  
定められた基準によることとする。

第六条 第三条の規定(附則第一條第三号に掲げ  
る改正規定を除く。以下この項において同じ。)  
による改正後のと畜場法(次項及び附則第十一  
條第一項第二号において「新と畜場法」という。)  
第六條第二項に規定する公衆衛生上必要な措置  
については、施行日から起算して一年間は、第  
三條の規定による改正前のと畜場法(次項にお  
いて「旧と畜場法」という。))第六條の規定により  
定められた基準によることとする。

2 新と畜場法第九條第二項に規定する公衆衛生  
上必要な措置については、施行日から起算して  
一年間は、旧と畜場法第九條の規定により定め  
られた基準によることとする。

第七条 第四条の規定(附則第一條第三号に掲げ  
る改正規定を除く。以下この条において同じ。)  
による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥  
検査に関する法律(附則第十一條第一項第三号  
において「新食鳥処理法」という。))第十一條第二  
項に規定する公衆衛生上必要な措置について  
は、施行日から起算して一年間は、第四條の規  
定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食  
鳥検査に関する法律第十一條の規定により定め  
られた基準によることとする。

第八条 第二条の規定の施行の際現に第三号新食  
品衛生法第五十七條第一項の規定による届出を

しなければならぬ営業(同項に規定する営業  
をいう。次条において同じ。)を営んでいる者  
は、同項の規定にかかわらず、第三号施行日か  
ら起算して六月を経過する日までに、同項の規  
定による届出をしなければならない。  
(施行前の準備)

第九条 営業を営もうとする者は、第三号施行日  
前においても、第三号新食品衛生法第五十七條  
第一項の規定の例により、都道府県知事(地域  
保健法(昭和二十二年法律第一号)第五條第一  
項の政令で定める市又は特別区にあっては、市  
長又は区長)に届出をすることができる。この  
場合において、当該届出をした者は、第三号施  
行日において第三号新食品衛生法第五十七條第  
一項の規定による届出をしたものとみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)  
第十条 この法律(附則第一條第三号に掲げる規  
定にあっては、当該規定。附則第十二條におい  
て同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律  
(これらに基づいて命令を含む。以下この条にお  
いて同じ。)の規定によつてした処分、手続その  
他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の  
規定に相当の規定があるものは、この附則に別  
段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれ  
の法律の相当の規定によつてした処分、手続そ  
の他の行為とみなす。  
(国民の意見の聴取等)

第十一条 厚生労働大臣は、施行日前において  
も、次に掲げる場合には、その趣旨、内容その  
他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求  
め、又は食品安全委員会の意見を聴くことがで  
きる。  
一 新食品衛生法第五十條の二第一項又は第五  
十條の三第一項の厚生労働省令を定めよう  
とするとき。  
二 新と畜場法第六條第一項又は第九條第一項

の厚生労働省令を定めようとするとき。  
三 新食鳥処理法第十一条の厚生労働省令を定めようとするとき。

2 厚生労働大臣は、施行日前においても、新食品衛生法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、又は新食品衛生法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会若しくは薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

3 厚生労働大臣は、第三号施行日前においても、第三号新食品衛生法第五十四条の厚生労働省令を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、又は広く国民の意見を求めることができる。  
(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条から第七条までに規定する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)の一部を次のように改正する。

別表第一食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の項第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「以下同じ」、第三十号第二項(第五十一条)を「次号において同じ」、第三十号第二項(第五十四条)に、「飲食店営業その他販売の営業であつて、」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して」に、「以下同じ」、第五十四条を「同号において同じ」、第五十九条に、「以下同じ」、第六十三条を「同号において同じ」、第六十三条に、「以下同じ」、第五十九条第一項を「同号において同じ」、及び第六十四条第一項に、「以下同じ」の「を」同号において同じ)に改め、同項第二号中「第五十四条、第五十八条及び第五十九条第一項」を「第五十九条、第六十三条及び第六十四条第一項」に改める。  
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第十六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第十三項第四号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。  
(死体解剖保存法の一部改正)

第十七条 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。  
第七号第四号中「第五十九条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。  
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの  
(製菓衛生師法の一部改正)

第十九条 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業」を「菓子を製造する営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むもの」に改める。  
(消費生活用製品安全法の一部改正)

第二十号 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第二号中「第六十二条第二項」を「第六十八条第二項」に改める。  
(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。  
一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第二百十二号)別表第一号

二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十五条第一号  
三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第三十九号  
四 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条第一項第十五号及び第十六号

(食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二号 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「新食品衛生法第十条」を「食品衛生法第十二条」に改める。  
(食品安全基本法の一部改正)

第二十三号 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項第一号中「同法第九条第一項」を「同法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、同法第十条第一項」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に、「又は同法第五十条第一項」を「同法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第五十条第一項」に改め、「基準を定めようとするとき」の下に「、又は同法第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を加え、同項第六号中「第六条、第九条」を「第六条第一項、第九条第一項」に、「同法第十四条第七項」を「同法第七項」に改め、同項第十号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第二十四号 食品安全基本法の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項第一号中「第六十二条第二項」を「第六十八条第二項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項」を「第五十一条第一項若しくは第五十二条第一項」に改める。

投票者氏名
日程第一 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆議院提出)

- 賛成者氏名
足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君

- 投票者氏名
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君
中泉 松司君
中西 根弘文君
中西 哲君
中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山谷えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
渡辺 猛之君
渡邊 美樹君
相原久美子君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
小川 敏夫君
塚田 一郎君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 眞也君
堀井 巖君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
和田 政宗君
渡辺美知太郎君
足立 信也君
伊藤 孝恵君
石橋 通宏君
小川 勝也君
大島九州男君

- 投票者氏名
大塚 耕平君
神本美恵子君
小西 洋之君
古賀 之士君
櫻井 充君
榎葉賀津也君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田雄一郎君
鉢呂 吉雄君
浜野 喜史君
舟山 康江君
牧山ひろえ君
宮沢 由佳君
矢田わか子君
吉川 沙織君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
熊野 正士君
里見 隆治君
高瀬 弘美君
竹谷とし子君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君
山添 拓君
大野 元裕君
川合 孝典君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
杉尾 秀哉君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
浜口 誠君
藤田 幸久君
真山 勇一君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳田 稔君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉重 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
井上 哲士君
岩淵 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
浅田 均君

- 反対者氏名
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
青木 愛君
福島みずほ君
森 ゆうこ君
有田 芳生君
風間 直樹君
福山 哲郎君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
糸数 慶子君
藤末 健三君
山口 和之君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
木戸口英司君
又市 征治君
山本 太郎君
江崎 孝君
川田 龍平君
蓮 舫君
中山 恭子君
アノト才猪末君
伊波 洋一君
平山佐知子君
郡司 彰君
渡辺 喜美君
○名
日程第二 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君

平成三十年四月十三日 参議院会議録第十四号

投票者氏名

尾辻 秀久君	大家 敏志君	三宅 伸吾君	溝手 顯正君	里見 隆治君	杉 久武君	日程第三 食品衛生法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)	足立 敏之君	阿達 雅志君
大沼みずほ君	大野 泰正君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君	高瀬 弘美君	竹内 真二君	賛成者氏名	愛知 治郎君	青木 一彦君
太田 房江君	岡田 直樹君	宮本 周司君	元榮太一郎君	竹谷とし子君	谷合 正明君		青山 繁晴君	赤池 誠章君
岡田 広君	片山さつき君	森 まさこ君	森屋 宏君	新妻 秀規君	西田 実仁君		朝日健太郎君	有村 治子君
金子原二郎君	木村 義雄君	柳本 卓治君	山崎 正昭君	浜田 昌良君	三浦 信祐君		井上 義行君	井原 巧君
北村 経夫君	こやり隆史君	山下 雄平君	山田 修路君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君		石井 準一君	石井 浩郎君
古賀友一郎君	上月 良祐君	山田 俊男君	山田 宏君	山口那津男君	山本 香苗君		石井 正弘君	石井みどり君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	山谷えり子君	山本 一太君	山本 博司君	横山 信一君		石井 正弘君	磯崎 仁彦君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	山本 順三君	吉川ゆのみ君	若松 謙維君	浅田 均君		石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
山東 昭子君	自見はなこ君	吉田 博美君	和田 政宗君	東 徹君	石井 章君		石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
島田 三郎君	島村 大君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君	石井 苗子君	片山 大介君		磯崎 陽輔君	磯崎 仁彦君
進藤金日子君	末松 信介君	渡邊 美樹君	足立 信也君	清水 貴之君	儀間 光男君		今井絵理子君	岩井 茂樹君
関口 昌一君	そのだ修光君	相原久美子君	伊藤 孝恵君	清水 貴之君	高木かおり君		宇都 隆史君	上野 通子君
高階恵美子君	高野光二郎君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	藤巻 健史君	室井 邦彦君		江島 潔君	衛藤 晟一君
高橋 克法君	滝沢 求君	磯崎 哲史君	小川 勝也君	森 ゆうこ君	木戸口英司君		小川 克巳君	小野田紀美君
滝波 宏文君	武見 敬三君	小川 敏夫君	大島九州男君	有田 芳生君	山本 太郎君		尾辻 秀久君	大家 敏志君
栢植 芳文君	塚田 一郎君	大塚 耕平君	大野 元裕君	風間 直樹君	江崎 孝君		大沼みずほ君	大野 泰正君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	神本美恵子君	川合 孝典君	福山 哲郎君	川田 龍平君		太田 房江君	岡田 直樹君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	小西 洋之君	小林 正夫君	行田 邦子君	蓮 舫君		岡田 広君	片山さつき君
中泉 松司君	中川 雅治君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	松沢 成文君	中山 恭子君		金子原二郎君	木村 義雄君
中曾根弘文君	中西 健治君	櫻井 充君	芝 博一君	薬師寺みちよ君	平山佐知子君		北村 経夫君	こやり隆史君
中西 哲君	中西 祐介君	榎葉賀津也君	杉尾 秀哉君	藤末 健三君	郡司 彰君		古賀友一郎君	上月 良祐君
中野 正志君	長峯 誠君	田名部匡代君	徳永 エリ君	山口 和之君	渡辺 喜美君		佐藤 啓君	佐藤 信秋君
二之湯 智君	二之湯武史君	那谷屋正義君	長浜 博行君	白 眞勲君			佐藤 正久君	酒井 庸行君
西田 昌司君	野上浩太郎君	難波 奨二君	野田 国義君	白 眞勲君			山東 昭子君	自見はなこ君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	眞山 勇一君			島田 三郎君	島村 大君
長谷川 岳君	馬場 成志君	鉢呂 吉雄君	眞山 勇一君	吉良よし子君			進藤金日子君	末松 信介君
橋本 聖子君	平野 達男君	浜野 喜史君	眞山 勇一君	岩淵 友君			関口 昌一君	そのだ修光君
福岡 資麿君	藤井 基之君	舟山 康江君	眞山 勇一君	小池 晃君			高階恵美子君	高野光二郎君
藤川 政人君	藤木 眞也君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	大門実紀史君			高橋 克法君	滝沢 求君
古川 俊治君	堀井 巖君	宮沢 由佳君	森本 眞治君	辰巳孝太郎君			滝波 宏文君	武見 敬三君
舞立 昇治君	牧野たかお君	矢田わか子君	柳田 稔君	山下 芳生君			栢植 芳文君	塚田 一郎君
松川 るい君	松下 新平君	吉川 沙織君	秋野 公造君	福島みずほ君			鶴保 庸介君	堂故 茂君
松村 祥史君	松山 政司君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	伊波 洋一君			徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
丸川 珠代君	丸山 和也君	魚住裕一郎君	河野 義博君	伊波 洋一君			中泉 松司君	中川 雅治君
三木 亨君	三原じゅん子君	熊野 正士君	佐々木さやか君					

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君	一八名
岩淵 友君	紙 智子君	
吉良よし子君	倉林 明子君	
小池 晃君	田村 智子君	
大門実紀史君	武田 良介君	
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	
山下 芳生君	山添 拓君	
福島みずほ君	又市 征治君	
伊波 洋一君	糸数 慶子君	

日程第三 食品衛生法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) 賛成者氏名 二二六名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	磯崎 仁彦君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
栢植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君

平成三十年四月十三日 参議院会議録第十四号 投票者氏名

中曾根弘文君	中西 健治君	櫻井 充君	芝 博一君
中西 哲君	中西 祐介君	榛葉實津也君	杉尾 秀哉君
中野 正志君	長峯 誠君	田名部匡代君	徳永 エリ君
二之湯 智君	二之湯武史君	那谷屋正義君	長浜 博行君
西田・昌司君	野上浩太郎君	難波 燐二君	野田 国義君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
長谷川 岳君	馬場 成志君	鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
橋本 聖子君	平野 達男君	浜野 喜史君	藤田 幸久君
福岡 資麿君	藤井 基之君	舟山 康江君	真山 勇一君
藤川 政人君	藤木 眞也君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
古川 俊治君	堀井 巖君	宮沢 由佳君	森本 眞治君
舞立 昇治君	牧野たかお君	矢田わか子君	柳田 稔君
松川 るい君	松下 新平君	吉川 沙織君	秋野 公造君
松村 祥史君	松山 政司君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
丸川 珠代君	丸山 和也君	魚住裕一郎君	河野 義博君
三木 亨君	三原じゅん子君	熊野 正士君	佐々木さやか君
三宅 伸吾君	溝手 顕正君	里見 隆治君	杉 久武君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	高瀬 弘美君	竹内 真二君
宮本 周司君	元榮太一郎君	竹谷とし子君	谷合 正明君
森 まさこ君	森屋 宏君	新妻 秀規君	西田 実仁君
柳本 卓治君	山崎 正昭君	浜田 昌良君	三浦 信祐君
山下 雄平君	山田 修路君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山田 俊男君	山田 宏君	山口那津男君	山本 香苗君
山谷えり子君	山本 一太君	山本 博司君	横山 信一君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	若松 謙維君	井上 哲士君
吉田 博美君	和田 政宗君	市田 忠義君	岩淵 友君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君	紙 智子君	吉良よし子君
渡邊 美樹君	足立 信也君	倉林 明子君	小池 晃君
相原久美子君	伊藤 孝恵君	田村 智子君	大門実紀史君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	武田 良介君	辰巳孝太郎君
磯崎 哲史君	小川 勝也君	仁比 聡平君	山下 芳生君
小川 敏夫君	大島九州男君	山添 拓君	浅田 均君
大塚 耕平君	大野 元裕君	東 徹君	石井 章君
神本美恵子君	川合 孝典君	石井 苗子君	片山 大介君
小西 洋之君	小林 正夫君	片山虎之助君	儀間 光男君
古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	清水 貴之君	高木かおり君

反对者氏名

藤巻 健史君	室井 邦彦君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
有田 芳生君	江崎 孝君
風間 直樹君	川田 龍平君
福山 哲郎君	蓮 舫君
行田 邦子君	中山 恭子君
松沢 成文君	アノトニ才猪米君
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	平山佐知子君
藤末 健三君	郡司 彰君
山口 和之君	渡辺 喜美君

○名

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局

電話

03  
(3587)  
4294

定 価

本号一部  
二一八円  
（本体）  
二〇円